

JET Report

ジェットレポート

vol. **37**
2008 **新春号**



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

新年のごあいさつ

3

JET SCOPE

4

消費生活用製品安全法及び電気用品安全法が改正されました ～安心・安全な社会を目指して～

Conference Report

6

IEC会議だより

JET INFORMATION

8

海外認証取得について《アジア編》 ～電気製品の輸出に関するサービス～

JET INFORMATION

9

IECEE-CB制度におけるJETの範囲拡大について

JET INFORMATION

10

OHSAS18001による第1号認証を行いました！ ～マネジメントシステムに対するJETの取組み～

JET INFORMATION

12

経済産業省主催 「電磁波の健康影響に関するシンポジウム 及び講演会」の開催情報

JET INFORMATION

14

「JET情報メール配信サービス」をご利用下さい

現場NOW 〈29〉

15

電線グループ

JETの試験設備 〈29〉

15

塩水噴霧試験機

(関西事業所 総括管理支援グループ)



新年明けましておめでとうございます。



財団法人電気安全環境研究所 (JET)
理事長 吉澤 均

「JET Report」をご愛読の皆様方におかれましては、希望に満ちた新年をお迎えのことと存じます。

昨年は新潟県中越沖地震により、柏崎・刈羽原子力発電所は予想を上回る地震動に見舞われましたが、幸いに発電所の設備機器への影響は軽微で済み、我が国の原子力発電所の耐震設計による設備機器の力強さが認識されたところです。現在、海中の断層の調査や耐震設計基準への反映など、運転再開に向けた準備作業が急がれています。

また、今年（2008年）は気候変動枠組条約に基づく「京都議定書」におけるCO₂削減の「第1約束期間」（2008年～2012年）の初年度となっており、「CO₂排出6%削減目標」の実現に向けての施策が更に強化される見通しにあります。CO₂排出削減の主な柱である原子力発電所につきましては、新しい定期検査制度が導入され、運転期間を従来の「13カ月」より長くすることができるようになるとされています。また、家電製品の分野におきましては高効率・省資源を付加価値とする製品の普及、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの一層の普及が期待されています。

一方、一昨年来の製品事故対応として、消費生活用製品安全法が2度に亘り改正され、「製品事故情報の報告・公表制度」と、経年劣化対策として「消費者の保守サポート制度」が創設され、更に電気用品安全法では、「家庭用シュレッダーの技術基準改正」、「リチウム蓄電池の法制度上の位置付けの明確化」等により、消費者安全の充実が図られました。

このような状況下、JETでは、新JIS認証やマネジメントシステム認証において業務範囲を拡大するとともに、労働安全衛生（OHSAS18001）の認証をスタートさせ、安全にかかわる業務の充実を図りました。

また、中国等東アジア諸国での事業者の経営資源の現地化が進む中、それら諸国の認証機関と業務提携範囲の拡大を進め、試験・認証の迅速化等、お客様の利便性向上に努めて参りました。

今後ともJETは、試験・認証業務を核に、マネジメントシステム認証業務、地球環境に優しい太陽光発電・燃料電池にかかわる認証や調査・研究等に積極的に取り組み、お客様の幅広いニーズにお応えすべく、日々研鑽に努めて参ります。

さらに、継続してご愛読頂いておりますこの「JET Report」に加えて、昨年8月にスタートさせました「JET情報メール配信サービス」を活用し、国内外の動向やJETの業務内容のご紹介等の情報をこれまで以上に迅速に提供して参りますので、今後とも、旧来と変わらぬご愛顧お引立てを賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

消費生活用製品安全法及び 電気用品安全法が改正されました

～安心・安全な社会を目指して～

「消費生活用製品安全法の一部改正案」及び「電気用品安全法の一部改正案」が、第168回臨時国会において成立し、平成19年11月21日付けで公布されました。また、平成19年12月25日付けで、「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」及び「電気用品安全法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント：以下、「パブコメ」という。）が公示されました。（パブコメの意見・情報受付期間：平成19年12月25日～平成20年1月23日）

本稿では、改正消費生活用製品安全法（以下、「改正消安法」という。）及び改正電気用品安全法（以下、「改正電安法」という。）並びにそれら政令のパブコメの内容について、主な改正ポイントをご紹介します。

1. 「改正消安法」のポイント

経年劣化により一般消費者の生命又は身体に対し重大な危害を及ぼすおそれが多い製品について、その保守を促進するため、事業者による消費者の保守サポート制度が創設され、消費者自身での保守が困難で、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める制度等が盛り込まれました。改正のポイントは、以下のとおりです。

1) 長期使用製品の保守サポート制度の導入

消費者自身による保守が困難で、経年変化による重大事故の発生のおそれが高いもの（以下、「特定保守製品」という。）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者を求める制度が創設されました。また、パブコメにおいて、特定保守製品（9品目）が指定（表1）されています。

創設された制度の内容は、次のとおりです。

◆製造・輸入事業者（事業届出制）の義務として、

- ・設計標準使用期間の通知、点検期間等の製品への表示に努めること
- ・消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾に努めること
- ・基準に沿った点検体制の整備（既製品も含む）に努めること

◆販売事業者の義務として、

- ・消費者への経年劣化リスクや点検の必要性に関する説明を行うこと

◆消費者の責務として、

- ・所有情報を製造・輸入事業者に提供すること
- ・点検を行う等の保守に努めること

◆国の役割

- ・経年劣化に係る危険情報の収集や公表を行うこと
- ・点検事業者に関する情報の収集や公表を行うこと

等があります。

2) 長期使用製品に係る情報の提供

長期使用に伴う製品（対象検討中：5品目；扇風機、換気扇、エアコン、テレビ、電気洗濯機・洗濯乾燥機）の経年劣化により、一定数の重大事故が発生している製品について事業者が情報を提供する責務についての規定が盛り込まれました。

表1 特定保守製品に見込まれている品目

都市ガス用屋内型ガス瞬間湯沸器
液化石油ガス用屋内型ガス瞬間湯沸器
石油給湯機
都市ガス用屋内型ガスバーナー付ふろがま
液化石油ガス用屋内型ガスバーナー付ふろがま
石油ふろがま
ビルトイン型電気食器洗器
密閉式石油温風暖房機
浴室用電気乾燥機

表2 特定製品に指定されている品目

石油給湯機
石油ふろがま
石油ストーブ

3) 特定製品の指定

パブコメにおいて、石油燃焼機器（3品目）が特定製品に指定（表2）されています。

4) 施行日：平成21年4月1日（予定）

ただし、追加特定製品に関する経過措置の施行日は、平成20年7月1日

- ・追加特定製品に関する経過措置について、追加特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、施行日（平成20年7月1日）から2年間は、規定の表示(PS)がなくても販売可能
- ・特定保守製品に関する経過措置について、現に特定保守製品の製造又は輸入の事業を行っている者は、施行日（平成21年4月1日）から30日以内に事業の届出が必要
- ・特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する規定は、施行日（平成21年4月1日）前に製造又は輸入された製品には適用しない

2. 「改正電安法」のポイント

改正電安法では、電気用品取締法から電気用品安全法に改正された際の、電気用品の販売に係る経過措置の見直しと、最近発生したリチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故を受け、リチウムイオン蓄電池の規制対象化への対応が図られました。

1) 経過措置の見直し

電気用品安全法の対象となる製品（電気用品）の販売を行うためには、 \diamond_{PS} 又は \textcircled{PS} の表示が必要ですが、旧法（電気用品取締法）に従って製造された電気用品と電気用品安全法に従って製造された電気用品との安全上の差がないことが確認できたことから、旧法による表示がなされた電気用品についても、 \diamond_{PS} 又は \textcircled{PS} の表示がなされた電気用品と同様に販売が可能となりました。経過措置の見直しのイメージを図1に示します。

なお、いわゆるビンテージものと呼ばれる電子楽器等（PSEや旧法表示が付されていないもの）であって、経済産業大臣に申請し承認を受けた製品については、PSEマークなしでもこれまでどおり販売が可能です。

2) リチウムイオン蓄電池について

リチウムイオン蓄電池は、エネルギー密度が高いことから、製造工程における微細な金属粉の混入等によって発煙・発火を起こす事故が発生しています。

これを受けて今回の改正では、電気用品の定義に「蓄電池であって政令で定めるもの」を追加し、リチウムイオン蓄電池についても電気用品安全法の適用を受けることとしました。対象となる範囲、適用される技術基準等については、パブコメにおいて、以下のように示されています。

- ・規制対象：単電池の体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のもの
- ・規制対象外：産業用機械器具、医療用機械器具及び自動車に使用されるもの
- ・技術基準への適用：技術基準省令に「リチウムイオン蓄電池の技術基準」を追加
- ・経過措置：施行日前に製造・輸入されたものについては、規制対象外

3) 施行日：平成20年11月20日

ただし、旧電気用品取締法の表示を電安法の表示とみなす措置については、平成19年12月21日から施行

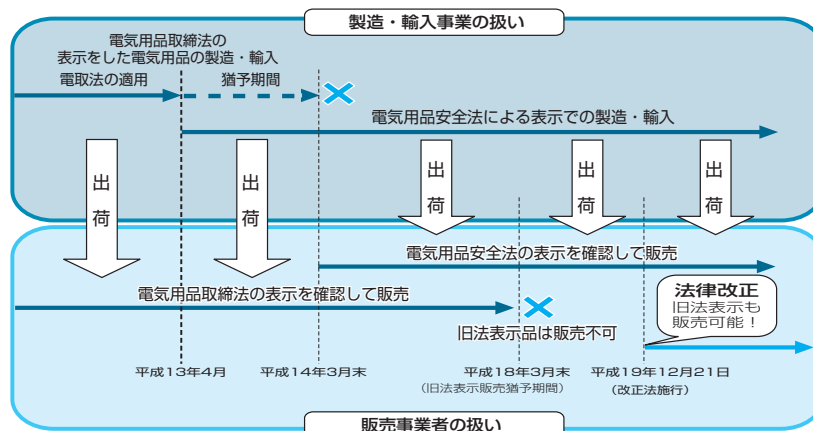


図1 『経過措置の見直し』のイメージ
(電気ストーブ（製造の猶予期間1年、販売の猶予期間5年）の例)

(企画広報部)

IEC会議だより

TC (技術専門委員会) 61は、IEC60335-1及びその個別規格(家電機器関係の安全性)で代表される技術委員会です。今回、TC 61ペナン会議が2007年12月3日から7日までの5日間、マレーシアのペナン島において開催されました。この会議において、新規規格案や現行規格改正案が審議され、また、その他に、TC 61に対して各国から寄せられた質問やCTL (CBスキームにおける試験所間会議)からの確認事項に対する回答についても審議されました。これらの中で、特に重要と思われる事項について以下に紹介いたします。なお、この会議には、日本からの代表4名を含み、約70名が参加しております。

1 通則関連

通則に関する審議案件の中に、次のような注目すべき事項が含まれております。

- (1) 部品に対する要求事項として、モーター巻線に直列に接続するコンデンサであって、そのモーターが「人の注意が行き届かない状態で動作する機器」に組み込まれるものについて、耐火性の要求事項が審議されています。これらの要求事項には、IEC 60252-1 (交流電動機コンデンサ)におけるP2階級(コンデンサの安全保護階級(3階級)において、P0、P1、P2の順に安全性が向上)の使用を義務づける要求事項を筆頭にいくつかの代替要求事項があります。しかしながら、今回、一部の委員からP2階級であっても必ずしも安全ではないとの情報があり、この規格に責任を有するTC 33の今後の検討を見守る必要があります。
- (2) 保護電子回路に使用するソフトウェアクラスに関する規定について、TC 61のMT (メンテナンスチーム) 23からの提案内容を審議しましたが各国の意見がまとまらず、MT 23において再度検討することとなりました。この件については、CTLにおいても、その検証の方法について検討課題となっています。

- (3) 耐熱性及び耐火性に関連して、その試験の適用を免除する「Small parts」の部分の明確化等を行っています。これについては、次回の東京会議(2008年5月開催予定)において審議する予定です。
- (4) 個別規格の審議から派生的に出た問題ですが、内部配線の屈曲試験を適用した後の判定基準を「電線の素線の10%以下」とすることについて、今後、各国の意見を募って審議することになりました。

2 個別事項関連

個別規格として、34規格(44審議案件)を審議しており、この中にも次のような注目すべき事項が含まれております。

- (1) IEC60335-2-15 (液体加熱器)において、コードレスのものがケトル以外にも見受けられるようになりました。このため、これまでのコードレスケトルと電源側の接続部に対する試験を、同様の構造を有するIEC 60335-2-15の適用範囲内の他の機器にも広げる方向で審議が進められております。
- (2) 機器のメーカー名、モデル名等は、機器の見やすいところに表示することが一般に規定されていますが、美観やデザイン的な理由から



一部の製品カテゴリーに対して固定されたカバーの裏側などでもよしとする変更案が提出されました。しかし、製造者などを特定する為の手段となる情報を当該部分に表示することに対して否定的な意見が多く見受けられます。

- (3) 扇風機のガードに対するIEC60335-2-80（ファン）の21.101項の機械的強度の試験については、「ガードの強度を確認する為のものであり、この試験中に危険な可動部への接触を確認するものではなく、その確認は、20.2項で確認するものであること。」があらためて確認されました。この適用項別の考え方は、扇風機に限らず、その他個別規格でカバーされる製品についても横断的に適用できるものであり、注目する必要があります。
- (4) 紫外線を利用した水の処理装置について、現在新規格を作成する方向でその規格案についての意見を求めています。水道との組み合わせで殺菌を目的にする製品に適用されるものであり、今後の審議動向に注目する必要があります。

と思われるものとして次のようなものがあります。

- (1) モーターコンデンサの内部電線ジョイント部とジョイント部から3 mm以内に位置する外部のプラスチックケースへのグローワイヤー試験の適用方法の決定案
- (2) モーターシャフト等の接地する金属部の接地導通接続手段としてボールベアリングを介する構造が認められるかについて検討され、当該構造が、接地導通試験に適合することを条件に認められる旨の決定案
- (3) グローワイヤー試験適用の可否の判断基準となる動作電流値が変化する場合に、どの値を適用するかについて検討した結果、一定区間の平均電流で判断することが確認された決定案
- (4) コーヒーメーカーの蒸気噴出口によるカップ暖め機能等が付いたものに対して、スタンバイ時のEMC試験（誤動作確認試験）の適用可否に対して、突然の噴出に対する危険の存在に対して十分認識できるとの見解から、当該試験を適用しない旨の決定案
- (5) 選択したプログラムが実際の負荷により、選択したものと異なるプログラムを実行するような機器について、最大負荷を適用する場合の条件の明確化の決定案

3 CTLからの確認事項

CTLから今回のTC61会議に確認事項として投げ込まれた案件が多数あり、特に注目する必要があります

(技術規格部)

海外認証取得について《アジア編》

～電気製品の輸出に関するサービス～

JETでは、電気製品の国内製造事業者の皆様が、海外機関の認証マークを容易に取得して輸出できるよう、「海外認証申請代行サービス」を以下のとおり行っておりますので、国際事業部までお気軽にご相談下さい。

§1 中国 CCC強制認証



JETで申請代行ができる範囲は、電線・ケーブル、スイッチ、モーター、電動工具、溶接機、家電製品、音響機器、情報機器、照明器具、通信端末機器及び医療器械です。

JETは、「中国合格評定国家認可委員会（CNAS）」から試験機関として認定を受けているため、認定された製品の範囲においては、「中国国内の試験機関と同等の試験機関」として、CQC（中国質量認証中心）に登録されています。

そのため、大型の機器である等の条件が満たされ

ば、JETで発行した「試験成績書」を用いて、原則的にサンプルを中国本土に送付することなしに認証を取得することができます。通常は、中国国内試験機関で試験を実施した際に問題等が発生した場合、現地にて対応する形となりますが、JETで試験を実施した場合には、国内で対応できるメリットがあります。

また、条件が満たされない場合でも、CB証明書によるアプローチとして、CB証明書付き試験成績書とサンプルを用いて申請することにより、中国国内試験所にて確認され認証を取得できます。

定期工場調査については、中国CQCより委託を受けてJETの工場調査部が実施しています。

【中国認証に関する情報】

中国CCC強制認証「電気・電子製品の強制認証施行規則」の2007年版が、中国国家認証認可監督管理委員会（CNCA）の公告第21号（2007年8月6日）により公表され、同年8月15日から施行されました。改訂された施行規則は以下のとおりです。

なお、この改訂により、旧版（2001年版）の同施行規則及びその補足版は廃止となりました。

- 1.CNCA-01C-002：2007
「電線及びケーブル類：電線及びケーブル」
- 2.CNCA-01C-010：2007
「低電圧電気装置：低電圧開閉器アセンブリ」
- 3.CNCA-01C-011：2007
「低電圧電気装置：スイッチ及び制御機器」
- 4.CNCA-01C-022：2007
「低電圧電気装置：設備保護装置」
- 5.CNCA-01C-013：2007 「小電力モーター」
- 6.CNCA-01C-014：2007 「電動工具」
- 7.CNCA-01C-015：2007 「電気溶接機」
- 8.CNCA-01C-016：2007
「家庭用及び類似用途の機器」

- 9.CNCA-01C-017：2007 「音響及び映像製品」
- 10.CNCA-01C-020：2007 「情報機器」
- 11.CNCA-01C-022：2007 「照明器具」
- 12.CNCA-01C-031：2007 「電器通信端末機器」

上記規則の中文版については、CNCAのWebからダウンロードすることが可能です。

→ <http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/19260.shtml>

変更及び追加された主な内容：

- ・対象範囲及び試験規格の見直し
- ・申請単位、区分、試験サンプルの詳細要求事項の補充及び追加
- ・申請時に提出する資料の追加
- ・型式試験レポート及び製品概要レポートの要求事項の追加
- ・重要部品、原材料の要求事項並びにその試験規格の補充及び追加
- ・認証書の一時停止、取り下げ及び強制取消の要求事項の追加
- ・工場品質管理試験の要求事項の補充及び追加
- ・製品の一致性の確認の詳細内容の追加

§ 2 韓国 EKマーク認証



申請代行できる範囲は、電線・ケーブル、スイッチ、配線器具、ヒューズ、トランス、電動工具、家電製品、音響機器、情報機器及び照明器具です。

JETは、韓国の試験・認証機関である「KTL（産業技術試験院）」と特別契約を結んでいます。この契約により、韓国強制認証の範囲において、JETで試験を行った「安全規格による試験成績書」、「EMC規格による試験成績書」をKTLが活用し、原則的にサンプルを韓国へ送付することなくEKマーク認証を取得することができます。また、CB証明書を必要といたしません。

韓国認証は、韓国現地に法人をお持ちでない事業者の方々の場合でも、JET-KTLルートで申請することが可能です。

また、認証マーク取得のために必要となる初回工場調査及び定期工場調査はJETの工場調査部が実施いたします。

§ 3 台湾 BSMI 認証



申請代行ができる範囲は、情報機器、AV機器、照明器具及び家電製品です。

台湾国内で、情報機器製品等の販売をする上で必要となるBSMI（台湾經濟部標準檢驗局）の認証取得をJETがお手伝いします。

JETは、情報機器（IEC60950）及びAV機器（IEC60065）についてBSMIに登録された認証機関であり、JETが発行したCBレポートはTERTEC（台湾大電力研究試験中心）を介してBSMI認証用に転換され、認証取得に利用できます。

情報機器及びAV機器以外の製品に関しては、JETよりTERTECへ申請代行を行い、認証がスムーズに取得出来るよう仲介いたします。

（国際事業部）

IECEE—CB制度におけるJETの範囲拡大について

「CB制度」は、IEC（国際電気標準会議）のIECEE（IEC System for Conformity Testing and Certification of Electrical Equipment and Component：IEC電気機器適合性試験認証制度）による「CBスキーム*」に基づき、各国の認証機関（NCB）が発行したCB証明書を他の国のNCBで活用することにより、海外認証の取得を容易かつ迅速、低コストで可能にすることを目的にした制度です。（*CBスキームの「CB」はCertification Bodyの略）

JETでは、CB制度で既に認められている規格、版及び修正に追加して、2007年10月から下記のCB証明書の発行及び受入が可能になりました。

JET—NCB及び東京事業所（CB試験所）

- ・IEC60127-4（ミニアチュアヒューズ）：2版から3版へ
- ・IEC61215（結晶系PVモジュールの設計認定・形式承認）：1版から2版へ
- ・IEC61730-1（PVモジュール安全認定、構造要求事項）：新規認定
- ・IEC61730-2（PVモジュール安全認定、試験要求事項）：新規認定

JET—NCB、関西事業所及び横浜事業所（CB試験所）

- ・IEC60335-2-8（電気カミソリ）：5版から5.1版へ
- ・IEC60335-2-98（電気加湿器）：1版から2.1版へ

これらの拡大を含むJETの最新CB範囲は、下記リンクのIECEE—CB制度ウェブサイトでもご参照頂けます。

http://www.cbscheme.com/cbscheme/Scope_NCB/jet_scope.htm

引き続き、より広範囲に皆様のご要望にお応えできるよう努めて参りますので、是非JETをご利用頂きますようお願い申し上げます。

（国際事業部）

OHSAS 18001による 第1号認証を行いました!

～マネジメントシステムに対するJETの取り組み～

既に本誌34号でご案内しております「労働安全衛生マネジメントシステム (Occupational Health and Safety Management System)」(以下、「OHSMS」といいます。)の認証については、2007年4月より受付を開始し、適用規格である「OHSAS 18001:1999」に基づく審査を行い、厳正なる判定の結果、平成19年11月21日付けをもって第1号の認証を行いました。

本稿では、あらためて「OHSAS 18001」と「ISO 9001:2000」及び「ISO 14001:2004」との関係、それらを踏まえたJETの取り組みについて紹介致します。

1. 「OHSAS」及び「OHSAS 18001」について

(1) 「OHSAS」とは

Occupational Health and Safety Assessment Series の略であり、日本語では、一般的に「労働安全衛生 (又は職業上の健康と安全) 審査シリーズ」と訳されています。

(2) 「OHSAS」の成り立ち

近年、工場、事業場、更に作業現場などにおいて事故や労働災害が多く発生しています。この健康被害や労働災害などは、被災者本人のみならず家族や同僚などを与える苦痛や苦悩、更に人的コストに加え、事業者や経営者などを含めた社会全体に影響があり、経済的にも多大のコストが求められることとなります。

これらの被害や災害などを減少させることは、不必要なコストを減少させるだけでなく、社会的地位の向上やビジネスチャンスの獲得、円滑な事業の運営など、事業者にとって多大なるメリットがあります。

このような考えから、英国規格協会 (BSI) は、事業者自らが、その労働安全衛生リスクを管理し、パフォーマンスを向上させるための指針である「労働安全衛生マネジメントシステムの指針」として「BS 8800」規格を1996年に発行しました。

その後、OHSMSの認証に用いる適用規格とするために、他国の標準化に係わる団体や認証機関など13機関の支援を受けて開発された「OHSAS 18001」(労働安全衛生マネジメントシステム-仕様)がBSIから1999年に発行されました。さらに、OHSAS 18001を実施するための指針である「OHSAS 18002」(労働安全衛生

マネジメントシステム-OHSAS 18001の実施のための指針)が、前述の団体や機関を含む23機関 (日本からは4機関が参加)の支援を受けて作成され、BSIから2000年に発行されました。現在この「OHSAS 18001:1999」は、労働安全衛生に関して唯一国際的に認知された規格となっています。

(3) 「OHSAS」規格と「ISO」規格との関係

「OHSAS」シリーズは、品質マネジメントシステムに関するISO 9000シリーズや環境マネジメントシステムに関するISO 14000シリーズとは違って「ISO」として規格化はされていません。しかし、「OHSAS 18001:1999」は、「ISO 9001:2000」及び「ISO 14001:1996」との関係を示した「附属書A (参考)」を対応表として具備しており、マネジメントシステム規格の仕様としては、ISO規格である「ISO 9001:2000」及び「ISO 14001:1996」の改正版である「ISO 14001:2004」と基本的に整合が図られています。

2. 「労働安全衛生法」と「OHSAS 18001」について

(1) 「労働安全衛生法」の目的

「労働安全衛生法」(昭和47年6月8日法律第57号)(以下、「安衛法」といいます。)第1条(目的)において、「この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」と規定されています。

(2) 日本の「OHSMS」に対する取り組み

「OHSMS」については、イギリス、オランダ、オーストラリア等で「労働安全衛生マネジメントシステムの指針」等が既に公表されており、他国でも同様な開発が進められています。

日本においても、平成11年4月30日に労働省（当時）から「労働安全衛生マネジメントシステムに関する告示」（平成11年労働省告示第53号）が発出されました。

各事業者は、この告示に基づき労働災害の潜在的危険性を低減させるとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進と安全衛生の水準向上を図っています。さらに、リスクを除去、又は最小限に抑えるために「OHSAS18001」を採用して「OHSMS」を構築し、維持し、継続的改善を図ることにより、労働安全衛生リスクを管理することが今や時代の潮流となっています。

(3) 「安衛法」における「労働安全衛生マネジメントシステム」とは

「安衛法」における「労働安全衛生マネジメントシステム」とは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、「労働安全衛生規則」（昭和47年9月30日 労働省令第32号）第24条の2に規定する活動を自主的に行う仕組みです。

「第24条の2」に規定する活動は次のとおりです。

- ① 安全衛生に関する方針の表明
- ② 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生に関する目標の設定
- ④ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

これらの活動は「OHSAS18001」の仕様と酷似していることから、「OHSAS18001」に基づく「OHSMS」活動を行うことにより「第24条の2」に規定する活動を満たすものと考えられます。

(4) 「安衛法」における「OHSAS18001」の活用

「安衛法」は「平成17年法律第108号」により改正され、平成18年4月1日から施行されました。

この改正に基づき「同法第88条」（計画の届出等）第1項又は第2項に該当する場合、通常は計画の届出を行わなければならないませんが、「法第28条の2」（事業者の行うべき調査等）に規定する「危険性・有害性等の調査」を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している



2007年（平成19年）11月21日付「OHSAS18001:1999」認証書伝達式（オーエム通商株式会社殿宛）の風景

事業場は、労働基準監督署長から次の①～③を満たしているとの認定を受けることにより、計画の届出が免除されることとなりました。

この中で①に関しては「OHSAS18001」認証を受けることで満たすことができると考えられます。

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること
- ② 労働災害の発生率が業種平均を下回っていること
- ③ 申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと

3. JETの今後の取り組み

前述のように、OHSMS規格である「OHSAS18001:1999」の仕様は、基本的にはISO規格である「ISO9001:2000」及び「ISO14001:2004」と整合が図られています。

このことからJETでは、現在ご好評を得ています「品質マネジメントシステム」と「環境マネジメントシステム」との「統合審査方式」による認証に、時代の潮流となっている「労働安全衛生マネジメントシステム」認証を加え、これらを三位一体とした「新統合審査方式」による認証システムの構築を進めています。

JETは、事業者のマネジメントシステムが効果的に実施され、維持され、継続的改善が図られるよう、更に各マネジメントシステムが融合して事業者の事業活動、事業繁栄に貢献できるよう、高品質な認証サービスをご提供致します。

今後とも、JETのマネジメントシステム認証サービスをご利用いただきますようお願い致します。

(ISO登録センター)

経済産業省主催

「電磁波の健康影響に関するシンポジウム及び講演会」の開催情報

前号（vol. 36）でも触れましたが、JETでは経済産業省原子力安全・保安院からの委託事業の一環として、経済産業省主催による平成19年度「電磁波の健康影響に関するシンポジウム及び講演会」を、JETが事務局となり平成19年11月から平成20年2月にかけて全国9カ所において開催しております。

今回のシンポジウム及び講演会は、世界保健機関（WHO）で6月に公開された「環境保健クライテリア（EHC）モノグラフNo.238(WHO, 2007)」及び「ファクトシートNo.322 電磁界と公衆衛生 超低周波電磁界の電界及び磁界への曝露」（詳細は前号参照）を受けた経済産業省の「電力設備電磁界対策ワーキンググループ」の活動報告もあり、今後の低周波電磁界の規制動向を知る上でも一般、業界、マスコミ、各種団体等から広く注目を集め、多数の参加をいただいております。

前半の金沢、名古屋、仙台での講演会と東京でのシンポジウムは昨年11月と12月に盛況のうちに終了致しました。なお、名古屋の講演会は総務省との共催により、高周波関係の説明も行われました。

後半の札幌、大阪、高松、広島での講演会と福岡でのシンポジウムは、1月下旬から2月中旬にかけて各地で開催されます。

今後開催予定のシンポジウム及び講演会のプログラム並びに開催スケジュールは以下のとおりです。皆様の参加をお待ちしております。

1. 福岡シンポジウムのプログラム

シンポジウムのプログラム	講演者
1) 主催者挨拶	経済産業省
2) 世界保健機関国際電磁界プロジェクトの動向	大久保千代次 明治薬科大学大学院教授 前WHO放射線・環境ユニットサイエンティスト
3) 国際非電離放射線防護委員会におけるガイドライン	多氣昌生 首都大学東京大学院 理工学研究科 電気電子専攻教授
4) 生物学的研究の概要	宮越順二 弘前大学 医学部保健学科教授
5) 電磁波の疫学研究	山口直人 東京女子医科大学 衛生学公衆衛生学教授
6) 行政における取組み	経済産業省、総務省
7) 「電磁波と健康」に関するパネルディスカッション	(全講演者)

2. 講演会のプログラム

講演会のプログラム	講演者
1) 主催者挨拶	経済産業省
2) 電磁界と健康	大久保千代次 明治薬科大学大学院教授 前WHO放射線・環境ユニットサイエンティスト
3) 行政における取組み	経済産業省、総務省（札幌会場のみ）
4) 質疑応答	(全講演者)

シンポジウムでは、プログラムに記載のとおりWHO、ICNIRP*、生物学、疫学等の各専門分野の先生方による最新情報を含めた講演が行われます。

また、すでに開催された東京シンポジウムは経済産業省のみの主催でしたが、福岡シンポジウム及び札幌講演会については総務省との共催が予定されており、講演内容には低周波のみならず高周波関係も盛り込まれます。

シンポジウムの「電磁波と健康」に関するパネルディスカッションでは、参加者からの疑問に対応するために、お申込みの際に事前に頂いた質問及び休憩時間に提出された質問に対し、専門ごとに講演者から回答が行われます。

※ICNIRP：国際非電離放射線防護委員会

3. 開催スケジュール

平成19年度開催予定のシンポジウム及び講演会のスケジュールを下表に紹介いたします。既に終了したシンポジウム及び講演会については、表中の網掛け部分で示しております。

●シンポジウムのスケジュール

開催場所	開催日	時間	開催場所	定員数 (参加者数)
東京シンポジウム	平成19年12月10日(月)	12:30~16:30	国立オリンピック記念 青少年総合センター	終了 (547名)
福岡シンポジウム	平成20年 2月16日(土)	13:00~17:00	福岡エルガーラホール	500名

●講演会のスケジュール

開催場所	開催日	時間	開催場所	定員数 (参加者数)
金沢講演会	平成19年11月21日(火)	13:00~15:00	金沢市文化ホール	終了 (129名)
名古屋講演会	平成19年11月22日(水)	13:00~15:00	名古屋市工業研究所 ホール	終了 (112名)
仙台講演会	平成19年12月 3日(月)	13:00~15:00	仙台国際センター	終了 (195名)
札幌講演会	平成20年 1月28日(月)	13:00~15:00	北海道立道民活動 センター	200名
大阪講演会	平成20年 2月 6日(水)	13:00~15:00	天満研修センター	200名
高松講演会	平成20年 2月12日(火)	13:00~15:00	高松文化芸術財団 サンポートホール	200名
広島講演会	平成20年 2月13日(水)	13:00~15:00	広島サンプラザ	200名

4. お申込み方法

シンポジウム及び講演会へのお申込みは、JETホームページ (<http://www.jet.or.jp/>) をご覧下さい。皆様のお申込みをお待ちしております。なお、定員に達した場合には、「受付終了」とし、その旨ホームページ上で案内いたしますのでご承知おき下さい。

(電気製品安全センター)

「JET 情報メール配信サービス」 をご利用下さい

JETでは、平成19年（2007年）8月より、メール配信によって最新の情報をご登録いただいた方々に無料で提供する「JET情報メール配信サービス」を開始しました。このサービスを利用して、JETから電気用品に関する法律・規格等の最新情報、海外の規制動向、セミナーのご案内等、お役に立つ情報をスピーディーにお届けしております。JET Reportのご愛読者の中には、すでにこのサービスを利用頂いている方もいらっしゃるかと思いますが、改めて配信内容や申込み方法につきまして、紹介いたします。

【迅速な情報配信】

配信する記事については、新規事業やセミナー開催等、JETの業務内容に関連した内容に加え、国内外の安全規制の最新情報等についても重点を置いた内容となっております。特に、「電気用品安全法」に係る規制や技術基準の新しい情報については、製造・輸入事業者様の関心の高い部分と思っておりますが、JETでは情報を入手次第、いち早く情報を提供しております。

例えば、平成19年10月15日に配信した第4号では、「最新トピックス」として、「家庭用医療機器に関する電気的安全規格のJIS改正情報」を掲載し、更に改正の

効果、改正点、他の法律との関係等を詳しく説明したJETのホームページへのリンクをお知らせしております。（配信サンプルをご覧ください。）

今後は、「JET情報メール配信サービス」の申込時にチェックいただいた「関心のある分野」に沿った記事の区別的配信や、更なる内容の充実等、改良を加えて行きたいと考えておりますので、ご要望等を含め、ご指摘頂ければ幸いです。

【お申込み方法】

- ① JETホームページ (<http://www.jet.or.jp/>) トップ画面の右下（図参照）の、「JET情報メール配信サービスのお申し込みはこちら！」をクリックして下さい。
- ② 「JET情報メール配信サービス」のページが開きますので、「プライバシーポリシーに同意し登録を行う」をクリックして下さい。
- ③ 「登録フォーム」画面に移りますので、必要事項をご入力いただきますと、ご登録いただいたアドレスに登録確認メールが届きます。
- ④ 登録確認メール本文中の「登録完了用URL」をクリックすると、お手続きが完了いたします。

この機会にぜひご登録下さい。

（配信サンプル：平成19年10月15日配信 第4号から抜粋）

図：JETホームページTOP画面

●家庭用医療機器に関する電気的安全規格のJISが改正されます。
（公示予定：2007.10.20）

家庭用医療機器に係る次のJISが改正されます。

- 1) JIS C 9335-2-207: 水電解器
- 2) JIS C 9335-2-209: 家庭用電気治療器
- 3) JIS C 9335-2-210: 家庭用電気磁気治療器
- 4) JIS C 9335-2-211: 家庭用熱療法治療器
- 5) JIS C 9335-2-212: 家庭用吸入器

改正されるJISの詳細はこちら
→<http://www.jet.or.jp/new/new48.html>

JETで実施している指定管理医療機器認証においては、JIS公示日以降に新規に受付けた製品については、新しいJISに対応した認証を実施する予定です。

指定管理医療機器認証、PSEの適合性検査及びS-JET認証のお申込みをご希望される場合は、その旨を「横浜事業所」又は「関西事業所」にお申し付け下さい。

- ・指定管理医療機器認証に関する詳細はこちら
→<http://www.jet.or.jp/medical/index.html>
- ・PSEの適合性試験に関する詳細はこちら
→<http://www.jet.or.jp/law/pse/index.html>
- ・S-JET認証に関する詳細はこちら
→http://www.jet.or.jp/products/s_jet/index.html



こちらから！



（企画広報部）

電線グループ

私たち横浜事業所第一試験部「電線グループ」は、主に、電線・電線管類の安全試験及び給水器具の第三者認証試験を行っております。

これまでも、電気用品安全法の適合性検査、第三者認証試験のほか、長年の試験業務で培った経験を活かしながら、海外認証取得の試験や環境配慮形電線（EM）の性能評価試験など、当グループ保有の試験設備を活かした依頼試験サービスを提供しております。

さらにJETでは、昨年度（平成18年度）より工業標準化法に基づく「新JIS認証業務」を開始しました。

私たちの「電線グループ」では、電線・電線管類（JIS C）及び水道管・継手類（JIS K）のJISに基づく試験を担当しており、旧JIS法の



指定商品以外の「JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル」なども認証して参りました。

JISに係る試験を含め、電線、電線管類、水道管、継手類及び給水器具の試験について、お気軽にご相談下さい。皆様のお役に立てるように対応させていただきます。

横浜事業所 第一試験部 電線グループ
TEL:045-582-2667
FAX:045-582-2347

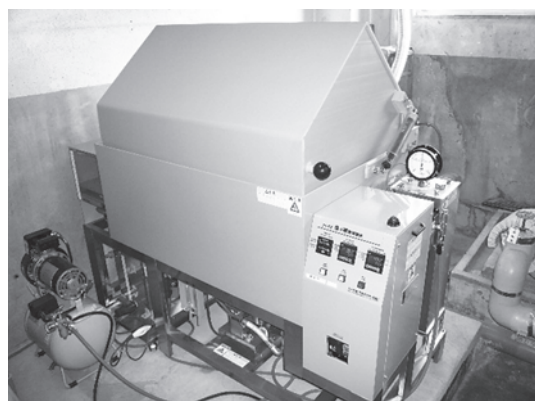
JETの試験設備 <29>

塩水噴霧試験機

平成19年1月、関西事業所に塩水噴霧試験機を導入しました。

当該試験機の特徴としては、フロートバルブ式溶液溜内蔵の噴霧塔及び溶液タンクに空気遮断ボードを設けた溶液と空気との「非接触式」であるため、pH、塩濃度が試験開始時と終了時で変化がなく、精度の高い試験が行えることです。

当該試験機の導入により、JIS及びIECで規定する「金属及び表面処理の腐食促進評価試験」の依頼を受けることができるようになりました。これまでJETでは、当該試験機の所有は横浜事業所のみでしたが、関西事業所においても試験が可能となりましたので、皆様方の試験の依頼をお待ちしております。



対応規格：JIS Z 2371
IEC60335-1

試験機の仕様：

試験温度 35 ± 1℃
噴霧量 1.5 ± 0.5 ml/h at 80 cm²
試験片保持器 試験片保持角 15° 又は 20°
槽内寸法 900(幅) × 600(奥行) × 400(深さ) mm

関西事業所 総括管理支援グループ
TEL:06-6491-0252
FAX:06-6498-5562

<お問い合わせの際はこちらまで>

【本 部】 TEL FAX

- 東京事業所 03-3466-5234 03-3466-9219
tokyo@jet.or.jp
- 事業推進部 03-3466-5160 03-3466-5297
bdp@jet.or.jp
- 製品認証部 03-3466-5183 03-3466-5250
pcd@jet.or.jp
- 工場調査部 03-3466-5186 03-3466-9817
jet-fid@jet.or.jp
- 研究部 03-3466-5126 03-3466-5204
info@jet.or.jp
- 国際事業部 03-3466-9818 03-3466-5297
kokusai@jet.or.jp
- 企画広報部 03-3466-5162 03-3466-9204
center@jet.or.jp
- 電気製品安全センター 03-3466-9203 03-3466-9204
center@jet.or.jp
- 業務管理部 03-3466-5171 03-3466-5297
info@jet.or.jp
- 総務部 03-3466-5307 03-3466-5106
info@jet.or.jp

【ISO登録センター】 TEL FAX

- 管理部 03-3466-9690 03-3466-9820
isorc@jet.or.jp
- 品質認証部 03-3466-9741 03-3466-8388
jetqm@jet.or.jp
- 環境認証部 03-3466-9242 03-3466-9820
jetec@jet.or.jp
- 医療機器認証センター 03-3466-6660 03-3466-6622
mdc@jet.or.jp

【横浜事業所】 TEL FAX

- 横浜事業所(代表) 045-582-2151 045-582-2671
yokohama@jet.or.jp
- 技術規格部 045-582-2356 045-582-2384
info@jet.or.jp

【関西事業所】 TEL FAX

- 関西事業所(代表) 06-6491-0251 06-6498-5562
kansai@jet.or.jp

【名古屋事業所】 TEL FAX

- 名古屋事業所(代表) 052-269-8140 052-269-8498
nagoya@jet.or.jp



Map showing the location of the Yokohama branch in the area of Tsurumi-ku, Yokohama. Key landmarks include the JR Tokaido Line, the Sagami Line, and the Sagami Express Line. The branch is located near the intersection of the Sagami Line and the Sagami Express Line, specifically near the Tsurumi Station area.


■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30



Map showing the location of the Tokyo branch in the area of Yamanote-ku, Tokyo. Key landmarks include the JR Yamanote Line, the Chiyoda Line, and the Chiyoda Line Extension. The branch is located near the intersection of the Yamanote Line and the Chiyoda Line, specifically near the Yamanote Station area.

■本 部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル)



Map showing the location of the Nagoya branch in the area of Naka-ku, Nagoya. Key landmarks include the JR Tokaido Line, the Meitetsu Line, and the Meitetsu Line Extension. The branch is located near the intersection of the Tokaido Line and the Meitetsu Line, specifically near the Naka Station area.

■名古屋事業所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興証券ビル4階)



Map showing the location of the Kansai branch in the area of Nishiku, Kobe. Key landmarks include the JR Tokaido Line, the JR San'yū Line, and the JR San'yū Line Extension. The branch is located near the intersection of the Tokaido Line and the San'yū Line, specifically near the Nishi-Kobe Station area.

■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1